

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月26日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関  
静岡県
- 2 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 3 作業期間  
令和6年11月19日から令和7年2月28日まで
- 4 作業地域  
富士市境南、船津南、沼津市植田